

◎新潟県告示第747号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和元年12月20日

新潟県知事 花 角 英 世

| 名 称 | 所 在 地 | 廃 止 年 月 日 |
|----------|---------------|------------|
| 三条調剤薬局 | 三条市嘉坪川2-7-11 | 令和元年11月30日 |
| 小坂井歯科 | 見附市今町1丁目19-10 | 令和元年11月30日 |
| むらまつ調剤薬局 | 五泉市村松1447-1 | 令和元年11月30日 |